

介護保険料減免制度の見直しについて

1 目的

介護保険料の減免に関しては、制度施行当初から見直しを行っていないことから、社会情勢の変化に合わせて制度の見直しを行う。

国の指針に従いつつ、被保険者への経済的な配慮の視点に立ち、救済制度としての効果を高めるため減免制度の拡充を図る。

2 見直しの内容

(1) 被災による減免

被災に伴う負担と比べ減免額が小さいことから減免率の見直しを行い、軽減を図る。

合計所得金額	被災の程度		合計所得金額	被災の程度	
	3/10 以上 5/10 未満	5/10 以上		3/10 以上 5/10 未満	5/10 以上
500 万円以下	1/2 の減額	免除	500 万円以下	<u>3/4 の減額</u>	免除
500 万円超～ 750 万円以下	1/4 の減額	1/2 の減額	500 万円超～ 750 万円以下	<u>1/2 の減額</u>	<u>3/4 の減額</u>
750 万円超～ 1,000 円以下	1/8 の減額	1/4 の減額	750 万円超～ 1,000 円以下	<u>1/4 の減額</u>	<u>1/2 の減額</u>

(2) 主たる生計維持者の収入減による減免

収入の減少割合については新型コロナウイルスの減免規定に合わせた基準とするとともに、所得段階に応じて減免率の見直しを行い、軽減を図る。

所得段階	収入の減少割合 5/10 以上	所得段階	収入の減少割合 <u>3/10 以上</u>
第1段階	1/2 の減額	第1段階	<u>3/4 の減額</u>
第2段階～第5段階	1/4 の減額	第2段階～第5段階	<u>1/2 の減額</u>
第6段階～第11段階	1/8 の減額	第6段階～第11段階	<u>1/4 の減額</u>

※介護サービス利用料の減免についても、保険料の見直しに合わせ収入の減少割合を 5/10 から 3/10 に見直しを行う。

(3) 生活困窮による減免

収入額と預貯金額の基準を見直し、第2・3段階の生活困窮被保険者の負担軽減を図る。

区分	金額	区分	金額
収入（单身基準）	88 万円	収入（单身基準）	<u>100 万円</u>
収入（世帯加算）	41 万円	収入（世帯加算）	<u>50 万円</u>
預貯金額	180 万円	預貯金額	<u>350 万円</u>

※他の保険者の中上位金額を参考

※預貯金額：社会福祉法人利用者負担軽減制度の預貯金額を参考

(4) 減免申請書の提出期限

普通徴収と特別徴収の申請書の提出期限を、減免を受けようとする月の月末に統一する。（条例改正）